

法人県民税についてのお知らせ

法人県民税法人税割の税率の特例措置の適用期限が延長されました。

本県では、法人県民税法人税割の税率を1.8%とする特例措置を講じていますが、この特例措置の適用期限が、次のように5年延長されました。

改正前	改正後
令和8年3月31日までに終了 する事業年度分について適用	令和13年3月31日までに終了 する事業年度分について適用

特例税率が適用される法人の範囲は、従来と同様、次のとおりです。

- 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税額が年1,000万円を超える法人等
- 保険業法に規定する相互会社
- 清算中の法人、特定目的会社、投資法人、法人課税信託の信託資産等

なお、特例税率の適用対象法人に該当しない場合の法人税割の税率は、1.0%です。



青森県・県税事務所